

甲状腺外科草子 89

越前朝倉家の家訓：朝倉孝景十七箇条 杉野圭三

越前朝倉氏には朝倉孝景（1428-1481）の残した有名な家訓が伝わる。孝景は教影、敏景などの改名により曾孫たちとの名前と混同されることも多く、英林孝景とも称される。



朝倉孝景

朝倉英林壁書

この家訓は「朝倉英林壁書」、「朝倉孝景(敏景)十七ヶ条」、「孝景条々」、戦国家法(分国法)など様々な名称がある。朝倉氏の家訓ではあることに相違無いが、成立時期は孝景の時代ではなく、三代貞景以降ではないかとの見解もある。以下に抜粋を記す。

朝倉家之拾七ヶ条

第一条 宿老の登用：宿老を一定に決めてはならない。能力と忠節により登用せよ。

第二条 団扇・奉行職の選任：代々その役職についただけの理由で任じてはならない。

第三条 目付の配置：天下が平和でも遠近の国々に目付を配置し行いを知ることが必須。

第四条 名刀購入の戒め：一万疋の値段の太刀も百疋の値段の鍔百人にはかなわない。

第五条 猿楽見物の戒め

第六条 馬・鷹の入手と贈答の戒め

第七条 年始の出仕の贅沢な上着の戒め

第八条 家臣の評価 体と心：身体つきが劣っても勇敢な者には情けをかけよ。臆病でも体格立派で印象が良ければ供や使の役に立つ。

第九条 家臣の評価 奉公と無奉公：よく奉公した者と無奉公を同じに処遇したら、忠節を尽くして奮い立つ者はいない。

第十条 右筆：牢人などに右筆を任せない。

第十一条 人材の確保：僧でも俗人でも技能に秀でた人材を他国へ行かせてはならない。

第十二条 合戦・攻城と吉凶占い：吉日や方角の吉凶で勝利の好機を逃してはならない。

第十三条 遣行使の派遣：有能な正直者に領分を見廻らせ、民百姓の評判を聞き政務を改善せよ。姿を変え自分で見廻ってもよい。

第十四条 築城禁止：朝倉館以外の築城禁止。富者は一乗谷に住み、郷村は代官だけを置く。

第十五条 伽藍仏閣・町屋の巡検：巡検する時に言葉をかければ下々の者も「御当主のお言葉を賜った」といって悪い点は改善し、良い心に心がけるであろう。出費せず国を立派に処置するのも国主の心遣いひとつである。

第十六条 裁判の公正と主人のありかた：裁判や直奏の時には、道理と非道を少しも歪めてはならない。

後書 君主は偏屈を捨てよ：侍の頭は自分の行為を正し兵士や忠臣には賞を与え、不忠反逆の輩は退治し理非善悪を正すのが慈悲の賞罰である。賢人・聖人の言葉や書物を学んでも心が頑固で偏ればよくない。自分は親もない身から全力で働き昼も夜も目を閉じず工夫し、名人の言葉を心に留め国家安泰だった。子々孫々までこの旨を守り、国を保持すれば朝倉の家は続くだろう。もし、子孫が身勝手な行動をすれば後悔は先に立たないだろう。子を思う親の心のまことあらば いさむる道にまよはざらめや (今川了俊)

朝倉弾正左衛門尉日下氏 孝景入道英林



参考資料：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、『福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料2 朝倉氏の家訓』,Wikipedia,戦国大名朝倉氏 (越前若狭歴史回廊より)

(一甲状腺外科医の徒然なる随想)

2024年1月25日